

南城市告示第/52号

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定及び南城市税条例第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類は南城市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和 8 年/0 月23 日

南城市長 大城 憲幸



1. 送達をする書類

- ・差押調書(謄本)
- ・配当計算書(謄本)

2. 送達を受ける者の氏名

送達を受ける者の氏名	備考
新垣 多由貴	

3. その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4. 連絡先

〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地
南城市役所 市民部 税務課 管理収納係

TEL.098-917-5328

